

競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領

(総合評価落札方式)

事業名 令和8年度 森林環境保全整備事業(嶽ノ腰国有林)

1 競争参加資格確認申請書及び技術提案書の構成

(1) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書(以下「申請書及び技術提案書」という)の構成は、次のとおりとする。

- ① 提出文書 様式1-1(標準型)
様式1-2(標準型・簡素化対象)(別添含む)
様式1-3(簡易型)
様式1-4(簡易型・簡素化対象)(別添含む)
- ② 入札公告の2(2)に定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し。
- ③ 入札公告の2(2)に定める林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づく都道府県知事の認定書の写し(認定を受けている場合)。
- ④ 事業計画の工程管理 様式2【標準型の場合のみ】
- ⑤ 事業の計画・実施に係わる提案 様式3【標準型の場合のみ】
- ⑥ 同種の事業の実績 様式4及び付表
(該当する場合)
- ⑦ 事業成績評定の平均点計算書 様式5
- ⑧ 企業の事業実績 様式6
- ⑨ 配置予定技術者(現場代理人)の資格等 様式7
- ⑩ 従事予定者の資格・研修受講の有無 様式8
- ⑪ 地域への貢献 様式9
- ⑫ 従業員の雇用形態・地元雇用・月給制 様式10.12
- ⑬ 従業員名簿 様式11
- ⑭ 企業の信頼性 様式12
- ⑮ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 様式13
- ⑯ 賃上げ実施の表明の有無 様式14

(2) 申請書及び技術提案書のサイズはA4とする。

(3) 紙入札方式により入札に参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

2 申請書及び技術提案書の内容

作成する申請書及び技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 事業計画 【標準型の場合のみ】	① 事業期間の設定、工程管理に係わる工夫・提案 各作業期間の設定、工程管理について工夫・提案を記載する。 なお、事業期間が複数年度にわたる場合は各年度ごとに作成を行うものとする。 ①に係る記載様式は、様式 2 とする。 ② 事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案 事業の実施手順、次年度以降の施業への配慮等を記載する。 なお、生産と造林の一貫作業の場合、又は複数年度にわたる事業の場合は、作業の効率化のための具体的取組についても記載する。 ③ 自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案 現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等への配慮）、生産性向上への取組を記載する。 ④ 品質管理に係わる工夫・提案 資材の品質の確認方法、管理方法を記載する。 ⑤ 安全対策に係わる工夫・提案 作業時の安全確保に関する具体的取組を記載する。 ⑥ 造林と生産の一貫作業の場合は、作業の効率化の為の具体的取組についても記載する。 ②～⑥に係る記載様式は、様式 3 とする。
(2) 企業の事業実績 【標準型・簡易型共通】	① 同種事業の実績 平成 23 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度含まない））に元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績の中から、代表的なものを 1 件記載する。 （下記の部分は改善措置の場合に記載し、一般の場合は削除すること） また、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）については、自己の等級に対応する発注対象事業に加え、自己の等級より上位に対応する事業に入札することが出来るものとする。 ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定

	事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成 23 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度含まない））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）を記載する。同種事業は、入札公告 2 (6)、入札説明書 4 (6) で示した事業とする。 同種事業として記載した事業が事業成績評定を実施したものである場合には、事業成績評定通知書の写しを提出する。 なお、評定点が 65 点未満のものは、事業実績として認めない。事業実績は、事業名、発注機関名、場所、契約金額、事業期間、受注形態等のほか、事業概要を記載する。 共同事業体構成員としての事業実績は、出資比率が 20% 以上の事業に限る。 自己山林に関する同種の事業の実績については、国、都道府県等から通知された補助金交付決定通知書等の証明書の写しを提出できるものに限り認めるものとする。 事業名及び発注機関欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等から聞き取りした数値などにより算定する。 ①に係る記載様式は、様式 4 及び付表とする。 ② 事業成績評定点 過去 2 年間（事業年度の前年度及び前々年度）に森林管理局・署等（他局を含む）の発注した事業のうち、事業成績評定を受けた発注対象事業と同種の事業（造林又は生産）のすべて（評定点が 65 点未満のものも含む）を記載する。 ②に係る記載様式は、様式 5 とする。 ③ 事業に関する表彰実績 過去 10 年間における国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）から受けた当該事業に関連する表彰実績の有無を記載する。 ④ 本店、支店又は営業所の所在 当該事業実施県内又は隣接県内に本店、支店又は営業所の所在の有無を記載する。 ⑤ 低入札価格調査 過去 2 年間で国有林野事業の発注事業における低入札価格調査対象業務の有無を記載する。 ③～⑤に係る記載様式は様式 6 とする。
--	---

(3) 配置予定技術者（現場代理人）等の能力 【標準型・簡易型共通】	① 配置予定技術者の事業経験 配置予定技術者の氏名を記載する。 申請書及び技術提案書資料提出時に技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 次の要件を満たす配置予定技術者の事業経験を記載する。 ア 入札参加者が直接雇用するもので技術者の資格を有している者。（同種事業に従事した実績がある場合は、併せて記載する。） 入札参加者が直接雇用するもので資格を有していない場合は、入札公告の事業か同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基づくこと。）に3年以上従事している者。 また、配置予定技術者の、同種事業に3年以上従事していることを証明するための契約書又は従事したことが証明できる書類等「3ヶ年度」分（年度毎に1件）添付すること。 イ 共同事業体にあつては、構成員のうち1社の技術者が上記アの経験を有していればよい。（共同事業体構成員としての実績は、出資比率20%以上の事業に限る。） ウ 技術者は、契約締結の日から本事業に常駐できる者とする。 ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。 ア 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間）。 イ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中止している期間。 ウ 事業完成後、検査が終了し事務手続き後片付け等のみが残っている期間。 同一の技術者を重複して複数事業の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより記載した技術者を配置出来なくなったときには、直ちに提出した申請書及び技術提案書の取り下げ又は入札を辞退するものとする。 なお、このとき、これらの行為を行わずに入札した者については、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭
---	---

	和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に基づく指名停止措置を行うことがある。 契約締結後、配置予定の技術者の常駐義務違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。 なお、病休・死亡・退職等、真にやむを得ない場合の外は、配置技術者の変更は認められない。 やむを得ず配置技術者を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。 ア 受注者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合。 イ 一つの契約期限が多年に及ぶ場合(大規模な事業の場合)。 いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 ② 配置予定技術者の資格 配置予定技術者が有している技術士、林業技士、グリーンマイスター、グリーンワーカー、ニューグリーンマイスター、フォレストマネージャー、フォレストリーダー、フォレストワーカー(林業作業士)、青年林業士の資格を記入する。 職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1 級林業技能士又は 2 級林業技能士の有資格について評価する①～②に係る記載様式は、様式 7 とする。 ③ 従事予定者の資格・研修受講 従事予定者の資格・研修受講の有無を記載する。 【一貫作業】 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格の有無を記載する。改正前労働安全衛生規則第 36 条第 8 号特別教育の修了者(併せて伐木等の業務(基発第 0214 第 9 号第 2 の 1 特別教育(補講))受講の有無も記載)、改正後労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の修了者、車両系建設機械運転技能講習又は不整地運搬車技能講習の修了者、伐木等の機械の運転業務に関する特別教育、走行集材機械の運転業務に関する特別教育、簡易架線集材装置等の運転業務に関する特別教育、地山掘削作業主任者、はい作業主任者、架線作業を行う場合は林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転の業務に関する特別教育)を従事予定者のいずれかが有しているものとし、資格の有無を記載する。
--	---

	また、林野庁主催・実施の「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」、「森林作業道作設オペレーター研修」、「森林作業システム高度技能者育成研修」、「高度架線技能者養成研修」、県主催・実施の研修にあっては林野庁主催・実施する「森林作業道作設オペレーター研修」と同等の研修の受講の有無を記載する。 また、刈払機を使用する場合は、「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について（昭和 60 年 2 月 19 日付け基発第 90 号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用するものとし、安全衛生団体等が実施する刈払機取扱作業に対する安全衛生教育の受講の有無を記載する。 過去 1 年間ににおける森林・自然環境技術教育会 (JAFEE) 又は (社) 日本技術士会が発行する森林部 門に関する継続教育 (森林分野 CPD) の受講の有無を記載する。 ③に係る記載様式は、様式 8 とする。
(4) 地域への貢献 【標準型・簡易型共通】	① 災害協定等 過去 5 年間ににおける国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）と現在締結している災害協定等に基づく活動実績の有無を記載する。 ② 防災活動に関する表彰 過去 10 年間ににおける国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）からの防災活動に関する表彰実績の有無を記載する。 ③ 国土緑化活動 過去 5 年間ににおける植林活動、国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）との分収林等契約の取組実績の有無を記載する。 ④ ボランティア活動（東日本大震災に係る活動を除く。） 過去 2 年間ににおける国有林又は農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村でのボランティア活動実績の有無を記載する。 また、過去 1 年間ににおける有害鳥獣捕獲への協力活動（シカ対策）実績の有無を記載する。 ⑤ 地域の民有林管理への貢献の取組 森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けているかの有無を記載する。（当該都道府県の知事から森林経営管理法第 36 条第 2 項の要件に適合する者として公表された者に限る。） また、当該都道府県知事から、森林経営管理法第 36 条第 2 項の要件に適合する者として公表されているかの有無を記載す

	る。 また、「育成を図る林業経営体」(H30.2.6 長官通知)に選定されているかの有無を記載する。 また、森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けているかの有無を記載する。 また、過去1年間における民有林の森林整備作業を請け負った実績の有無を記載する。①から⑤に係る記載様式は、様式9とする。 ⑥ 従業員の地元雇用 事業に従事する従業員の過半数が地域内に居住しているかの有無を記載する。 ⑥に係る記載様式は様式10とする。
(5) 企業の信頼性 【標準型・簡易型共通】	① 伐採・造林に関する行動規範の策定 伐採・造林に関する行動規範の策定・遵守の有無を記載する。 ①に係る記載様式は、様式12とする。 ② 月給制への対応 事業に従事する従業員全員の（臨時雇用者・下請の雇用者を除く）に月給制を導入しているかの有無を記載する。 ②に係る記載様式は、様式12とする。 ③ 人材育成の貢献 過去1年間における林業従事者促進のため、林業大学校及び農林高校等のインターンシップ等の受け入れ実績の有無を記載する。 ③に係る記載様式は、様式12とする。 ④ 従業員の雇用形態 素材生産事業、造林事業に係わる全ての従業員の雇用状況について直接雇用・下請等別、常用・臨時別に記載する。 事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者とし、組合員が直接雇用した者については、下請企業等の雇用者として取扱うものとする。 ④に係る記載様式は、様式10とする。 ⑤ 労働福祉等の状況 従業員の社会保険等の加入状況、林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結の有無を記載する。 ⑤に係る記載様式は、様式11・12とする。 ⑥ 働き方改革の取組（過去1年間） 効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上に取り組んでいるかの有無を記載し、有の場合 は前

	年度の実績を記載する。 なお、当該箇所における生産性目標値については、実績の有無に関わらず必ず記載する。 現場従事者の技術の向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を行う体制の有無を記載する。 作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休曜日数の確保に組織的に取り組んでいるかの有無を記載する。 ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進の状況 行動計画の策定等に係る認定の有無を記載する。 ⑧ 安全管理 過去 2 年間の休業 4 日以上労働災害の有無を記載する。 ⑨ 安全対策への取組 事業年度の前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けたことがあるかの有無を記載する。 ⑩ 事業年度の前年度までにリスクアセスメントに取り組んでいるかの有無を記載する。 ⑪ 林業経営体登録の有無 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」(H24. 2. 28 長官通知)に基づく登録の有無を記載する。 ⑫ 電子調達システムの導入の有無 電子調達システムにより応札した場合に記載する。 なお、過去に電子調達システムによる入札参加の実績がなくても今回の入札で導入していれば「有」とする。 ⑬ 不誠実な行為 過去 2 年間ににおける営業停止及び指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことの有無を記載する。 ⑥～⑬に係る記載様式は、様式 12 とする。 ⑭ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 事業年度の前年度までに取り組んでいるかを記載する。 ⑭に係る記載様式は、様式 13 とする。
(6) 賃上げの実績 【標準型・簡易型共通】	① 企業等が従業員への賃金の引上げを表明した場合に記載する。 ①に係る記載様式は、様式 14 とする。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

評価項目	評価基準	評価点
【標準型の場合のみ】		
【事業計画】		
事業期間の設定・工程管理の適切性	各作業期間の設定、工程管理の工夫に対して評価する。	配点 一貫作業は16点 一貫作業で複数年契は22点
事業計画上の考慮事項（実施手順等）の妥当性	事業の実施手順、次年度以降の施業へ配慮した工夫に対して評価する。	
自然環境への配慮 生産性向上への取組の適切性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）への配慮、生産性向上への工夫に対して評価する。	
品質管理（品質の確認方法、管理方法）の適切性	資材の品質の確認方法、管理方法の適切性について評価する。	
安全対策の適切性	作業時の安全確保に関する具体的取組の適切性について評価する。	
一貫作業における造林経費削減	集材、枝条整理等の作業を的確に実施する具体的取組について評価する。	
一貫作業における林業機械等の活用	造林作業を省力・省略化するための取組について評価する。	
一貫作業における確実な更新と保育経費削減	植栽木の成長促進、下層植生の繁茂抑制等に係る具体的な取組について評価する。	
複数年度にわたる事業における作業システム	現場作業員や機械の配置等、効率的な作業システムの構築又は生産性向上に向けた具体的取組について評価する。	
複数年度にわたる事業における森林作業道の計画・施行及び保全管理への配慮	効率的かつ低コストで耐久性の高い森林作業道の計画・施行及び保全管理への配慮などの具体的取組について評価する。	
複数年契約（一貫作業における苗木の計画的な植栽）	年度ごとにおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行えるような年次計画（種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への寄与）について評価する。	
【以下、標準型及び簡易型共通】		

【企業の事業実績】		配点 15 点
同種事業の実績（平成 23 年 4 月 1 日以降（（過去 15 年間（事業年度含まない））	発注先別の同種事業の実績状況について評価する。	
事業成績評定点（過去 2 年間（事業年度の前年度及び前々年度）の平均点）	事業成績評定の結果について評価する。	
事業に関する表彰実績（過去 10 年間）	国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）から受けた当該事業に関連する表彰実績について評価する。	
本店、支店又は営業所の所在	当該事業実施県内又は隣接県内にある本店等の所在地の有無について評価する。	
低入札価格調査（過去 2 年間）	低入札価格の調査対象の有無及び調査対象となった事業成績評定について評価する。	
【配置予定技術者の（現場代理人）等の能力】		配点 8 点
配置予定技術者の事業経験（平成 23 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度含まない）））	発注先別の技術者の事業経験について評価する。	
配置予定技術者の資格	発注先別の技術者の保有する技術士等の資格数について評価する。	
従事予定者の研修の受講	一貫作業においては、「低コスト作業路企画者養成研修」等の受講の有無について評価する。 刈払機を使用する場合は、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」の受講の有無について評価する。 過去 1 年間における森林・自然環境技術教育会（JAFEE）又は（社）日本技術士会が発行する森林部門に関する継続教育（森林分野 CPD）の受講の有無について評価する。	
【地域への貢献】		
災害協定等（過去 5 年間）	国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）と現在締結している災害協定等に基づく活動実績の有無について評価する。	
防災活動に関する表彰（過去 10 年間）	国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）からの防災活動に関する表彰実績の有無について評価する。	

国土緑化活動（過去5年間）	植林活動、国有林又は国有林以外（国（他機関）、都道府県又は市町村）との分収林等契約の取組実績の有無について評価する。	配点 19 点
ボランティア活動（東日本大震災に係る活動を除く）	国有林又は農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村でのボランティア活動実績（災害協定等の活動実績を除く）について、過去2年間における有無について評価する。 また、有害鳥獣捕獲への協力活動（シカ対策）実績については、過去1年間における有無について評価する。	
地域の民有林管理への貢献の取組	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けているかの評価をする。 また、当該都道府県知事から、森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として公表されているかの評価をする。 また、「育成を図る林業経営体」（H30.2.6長官通知）に選定されているかの評価をする。 また、森林経営計画を自ら作成し、認定の有無について評価する。 また、過去1年間における民有林の森林整備作業の実績の有無について評価する。	
従業員の地元雇用	事業に従事する従業員の過半数が地域内に居住しているか評価する。	
【企業の信頼性】		配点 30 点
伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範を策定しているか、所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守しているか評価する。	
月給制への対応	事業に従事する従業員全員（臨時雇用者・下請の雇用者を除く）に月給制を導入しているか評価する。	
人材育成の貢献（過去1年間）	林業大学校、農林高校等のインターンシップ、実習等の受け入れの実績の有無について評価する。	
従業員の雇用形態	素材生産事業、造林事業に係わる従業員の雇用形態について評価する。	
労働福祉等の状況	退職金共済契約締結の事実について評価する。	
働き方改革の取組（過去1年間）	労働生産性の向上、現場従事者の技術向上、休暇日数の確保等に取り組んでいるか評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について評価する。	
安全管理	過去2年間の休業4日以上労働災害の有無、事業年度の前年度までの労働安全コンサルタントによる安全診断、	

	リスクアセスメントの取組について評価する。	
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」(H24.2.28 長官通知)に基づく登録の有無について評価する。	
電子調達システムの導入の有無	電子調達システムの導入の有無について評価する。	
不誠実な行為（過去2年間）	営業停止及び指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことの有無について評価する。	
【賃上げの実績】		
賃上げの実施を表明した企業等（詳細は【別添】のとおり）	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	配点 8点
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	
	上記の内容に該当しない。	0点

(2) 総合評価の方法等

ア「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を標準型102点、簡易型80点とする。

イ「加算点」の算出方法は、上記(1)の各評価項目（事業計画、企業の事業実績、配置予定技術者の能力、地域への貢献、企業の信頼性）について評価に応じ得点を与える。

ウ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値

($\{標準点 + 加算点\} \div 入札価格$ 、以下「評価値」という。)により行う。

エ 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

① 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

② 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の実施に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施することとし、採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で

当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付する。

事業完了後の検査（複数年度にわたる事業の場合は、単年度ごとの最終の（部分）検査）の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、満足出来ない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

さらに、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。

(5) 「様式6 企業の事業実績」、「様式9 地域への貢献」、「様式12 企業の信頼性」の過去〇年間の考え方について

過去〇年間とは、簡素化対象事業の該当年度を基準としており、技術提案書作成要領及び各要領様式に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

① 「過去1年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までの1年度間。

② 「過去2年間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間

③ 「過去5年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた5年前の4月1日から前年度3月31日までの5年度間

④ 「過去10年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間

（例）令和8年度中に公告したもの

過去1年間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

過去2年間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日

過去5年間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

過去10年間 平成28年4月1日 ～ 令和8年3月31日

過去15年間 平成23年4月1日 ～ 令和8年3月31日

【別添】

賃上げの実施を表明した企業等の技術提案書について

企業等が従業員への賃金引上げの実施を表明している場合は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式 14）を提出するとともに、「競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出について」（様式 1-1 から 1-4 ）に、提出様式を追記の上、提出する。（表明のない場合は追記不要）

なお、このことに伴う評価基準及び配点、賃上げ実施の表明の方法、賃上げ実施の確認については以下のとおり。

○総合評価落札方式に関する事項

（１）評価項目における評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
賃上げ の実績	賃上げの実 施を表明し た企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 %以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	○点(注)
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
		上記の内容に該当しない	0 点

（２）賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に様式 14 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を提出する。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

（３）賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手

方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」別紙3又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」別紙4の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」別紙3の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（様式14に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収 票等の法定調書合計表」別紙4の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「① 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙5のとおりである。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
- ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとし、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。ただし、天災地変等やむをえない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(注) ○点：加算点の10%の数値の小数点以下を切り捨てた整数とする。

様式 14

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明します。 } ※状況に応じ何れかを選択

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表面書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

【中小企業等用】

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明します。 } ※状況に応じ何れかを選択

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表面書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者をいう。

ただし、同条第 6 項に該当する者は除く。

- 2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（本表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して 3 ヶ月以内に契約担当官等に提出してください

また、暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出してください。ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能です。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから 1 年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後 3 ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から 3 ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間 なお、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができます。

3 事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができます。

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること ※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等となります。

4 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点を減点するものとします。

5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

6 以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

(1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合
など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①－1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費＋役員報酬＋従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。